ID:　284

担当部署:　市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	霊園の設置及び管理に関する条例違反に係る過料
例規名 根拠条項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例　第35条
例規番号	昭和28年条例第28号

【根拠条文】

（過料）

第35条　この条例に違反した行為があつたときは、5万円以下の過料を科することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考	

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日